

広報水巻

12月25日

第323号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



校内駅伝大会にそなえて

— 水巻南中 —

水巻南中学校では、12月20日に校内駅伝大会が行なわれました。

この大会にそなえて数日前から体育の時間には決まってマラソンの練習、非常に体力を使うスポーツですが、さすがに若い生徒たちは走ったあとでも疲れたようすは

見せません。「でもやっぱりきつい」と、本根もちよっぴり。

生徒の体力向上を目的として行なわれているこの運動は、最近の子どもは体の大きさに比べて体力がない、などということばのあてはまる余知のないものでした。

12月29日から1月3日までは正月休みのため役場事務はいたしません。

町の人口

(49年11月末現在)

人口	24,058
男	11,689
女	12,369
世帯数	7,096

国土を計画的に利用するために

国土利用計画法 十二月二十日から施行

借地権・地上権の設定は 知事への届出が必要

国は、地価の値上りを防止し、国土の計画的利用を図るため、国土利用計画法を十二月二十日から施行いたしました。

この法では、一定面積以上の土地を売買したり、借地権や地上権を設定しようとするとき、知事への届出が必要となり、又、昭和四十四年一月一日以降に取得した土地を、現在使用していない場合には遊休土地と認定され、その利用を促進するための措置がとられることとなります。

土地取引の届出制

次の(1)(2)(3)の区域ごとに定められている面積以上の土地の売買等をしようとする場合は、売渡人及び買受人は売買等の契約(予約を含む。)を行なう前に予定価額、買受後の利用目的等を町長を経由して知事に届出なければなりません。そして届出た日から六週間を経過するまでは売買等の契約を結んではならないこととなります。

- (1)都市計画法による市街化区域二千平方メートル
- (2)その他の都市計画区域五千平

方メートル

(3)右以外の区域二万平方メートル

多数の土地所有者から用地を買収する場合又は宅地を分譲する場合は、その全体についてこの面積基準が適用されます。届出を受け、知事は、土地の価額が周辺の価額より高すぎるとき、土地利用の計画に照らし望ましくないと思われるときは、土地利用審査会の意見を聞いて土地取引の中止、価額の引下げ等の勧告をします。

この勧告を聞きいれないとき、知事は勧告の内容を公表し、住民に批判してもらうこととなります。なお、この法律には届出を守ってもらうために罰則の定めがあります。

遊休土地の利用促進

昭和四十四年一月一日以降に取得し、現在特に使われていない土地で、周辺の状況等から有効、適切な利用を図る必要がある土地について知事は自ら又は町長の申出によって、これを遊休土地であると認定し、土地所有者等に通知し

ます。通知を受けた所有者等は、その土地の利用計画等を六週間以内に町長を経由して知事に届出なければなりません。なお、遊休土地の認定は、前述のそれぞれの地域に応じ、二千平方メートル、五千平方メートル又は一万平方メートル以上の土地についてなされることになっています。

規制区域

この法律では、地価値上りが特に著しいところを知事は規制区域として指定することができます。となつています。この区域が指定

されると、区域内の土地売買等はすべて知事の許可を受けなければならぬこととなります。規制区域の指定があったときは、許可手続等を、また、詳しくお知らせいたします。

土地利用基本計画

国土利用計画法は、土地が国民全体の限られた資源であり、公共優先の考えで利用しなければならぬこととなっています。県は、国土利用計画法に基づき、県土の総合的かつ計画的利用を図るため近々に土地利用基本計画を定める予定ですが、この土地利用基本計画は「自然と調和した快適な環境の創造」という県政の目標に沿って策定することとしています。

成人式

案内状の届かない方は 教育委員会へ

町教育委員会で、昭和五十年の成人式が、来年一月十五日に行なわれる成人式典の案内状を十二月二十五日付で郵送いたします。

該当者の調査については選挙人名簿や、地区公民館長との連絡により、万全を期してあります。調査もれとならぬよう、又、案内状の届かない方、

十二月十日以降に水巻町へ転入された方は、早急に教育委員会事務局(☎691・0403)へご連絡ください。係では照会します。

なお五十年の成人式該当者は次の期間に生れた方となっています。昭和二十九年四月二日から三十年四月一日まで

(☎092・712・8659) にお問合せください。

第六回水巻町 少年剣道大会



十二月十五日、勤労青少年センターでは芦屋の毛利武道館、岡垣剣道教室、岡垣報恩母の家剣道部、中間市天道館の選手を迎え、地元剣道少年団との剣道大会が開かれました。

この大会も今年で六回目この日は九チーム百二十名の選手を集めました。町内の選手もスポーツ少年団で毎日鍛えた技を他の選手にぶつけられるとあって大はりきり「メン」、「ドー」の声がセンターいっぱい広がっていました。水巻町の選手は、優勝こそ逸しましたがよく健闘し、準優勝となりました。成績は次のとおりです。

- ◇小学生の部
 - 優勝 中間天道館
 - 準優勝 机スポーツ少年団
- ◇中学生の部
 - 優勝 岡垣剣道教室
 - 準優勝 猪熊剣道スポーツ少年団

老人憩いの家 えぶり山荘を開所



十二月十四日町内の高齢者を集めて
えぶり山荘開所式が行なわれました

町では、福祉行政の一環としてお年寄りにくつろいだひとときをおくれるようにと、机の山復に老人憩いの家を建設してまいりましたが、十一月末日に完成し、開所式が行なわれました。

お年寄りの方たちの永年の念願だった、この憩いの家は、鉄筋コンクリート二階建てで一階には集会室・学習室・休養室を、又、二階には展望風呂を備え、お年寄りの方たちがゆつくりとくつろいだ場として利用されるように設計されています。

えぶり山荘の名にふさわしく落ち着いたたたずまいで、環境もよく冷暖房が完備されているため、一年中が快適に憩うことができることと思われまふ。

町内に居住されるお年寄りであればどなたでも利用できますのでお気軽にご利用ください。

正月の病気は 臨設の「急病センター」へ

郡四ヶ町、中間市、遠賀中間医師会、遠賀保健所、遠賀郡消防署、折尾警察署が協力して、正月の三日間臨時の「急病センター」を設けます、ご利用ください。

ただし、人員が少ないので、急病でやむを得ない患者さん以外は遠慮されるようお願いいたします。又、正月酒の飲み過ぎや、一月四日以後に診察してさしつかえない方(慢性病の患者さん)が来られても診察をお断りするとき

石田 実(机小)
大石 敏夫(猪熊小)
二村 貢(頃末小)
実吉 光男(伊佐座小)
学校代表教師
城野 太郎(水巻中)
宮崎 正英(水巻南中)
菊地 タミ(吉田小)
久保田八重子(机小)
原野 義徳(猪熊小)
和田 正雄(頃末小)
甲斐八千代(伊佐座小)
山本 房枝(頃末小)
事務局
下田 寅雄(吉田小)
小笠原勝己(水巻中)
細美 英明(教育委員会)
なお、これまで特殊学級という呼び名でしたが、本年より障害児学級という呼び方になりましたのでお知らせいたします。

教育長 柴田正生

○期間 昭和50年1月1日～3日
○時間 午前10時～午後6時(ただし一日は午後1時～午後6時)
◎遠賀消防署(電話991・0119)
◎急病センター(電話691・4161)

診察に来られるときは、印鑑、被保険者証、(国保・社保・共済・日雇・その他)又は、生活保護者証、老人医療を受けている人は被保険者証と老人医療証、乳幼児医療証等を必ずご持参ください。なお、診療は有料で、往診は原則としていたしません。

障害児教育 シリーズ

本年度も残り少なくなってきましたが、今回より水巻町適正就学指導委員会の活動と水巻町における障害児教育の問題について、町民の皆さんにご理解とご協力を得るために、町広報にその内容を掲載させていただくことにいたしました。どうぞよろしくお願いたします。

水巻町適正就学指導委員会の活動内容とは、水巻町に在住している心身に障害があると思われる児童、生徒の正しい診断とその子にあった就学の指導をし、又、教育相談も行ない、あわせて地域住民

の皆さんに障害児教育の必要性を理解していただき、協力して今後の心身障害児の真の幸福を願って努力することになっていきます。

適正就学指導委員会が充足して一年になりますが、この間、委員会では関係機関、諸団体に働きかけ正しい障害児教育を行なうべく

正しい指導と教育で

真の幸福を

努力してまいりましたが、これからもより一層の努力をしなければなりません。又、国や県も今後障害児教育の振興には積極的に取り組む方針を示しています。

町民の皆さまも今後の水巻町の障害児教育の発展のため、さらに深いご理解とご協力をお願いいた

- 板谷 順二(児童相談所)
- 高橋 次生(町議員)
- 安藤 力(水巻中)
- 山本 蓉子(父兄代表)
- 学校長
- 有吉 和弘(水巻中)
- 榊田 富雄(水巻南中)
- 内田 英昭(吉田小)

お礼

香典返しとして次の方から社会福祉協議会へご寄贈がありました。

ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申しあげます。

- 故岡田タツノ殿 岡田 継藏殿
- 故田上 義孝殿 田上加代子殿
- 故提野 初江殿 提野 久之殿
- 故原田キヌエ殿 原田 嘉文殿
- 故原田スズエ殿 原田 嘉文殿
- 故佐々木シツ殿 佐々木 勉殿
- 故中林伊勢松殿 中林 和子殿
- 故榎原陽一郎殿 榎原 孝治殿



高血圧教室

日時 50年1月24日 13時
30分～16時

場所 町民会館日本館

内容 高血圧症の食生活指導、調理実習と試食、健康体操

母子保健相談

日時 50年1月17日 9時
30分～11時30分

場所 吉田団地公民館

内容 体格測定 育児指導
家族計画指導 (調節用器
具若干準備)

食品衛生 責任者講習会

食品販売業ならびに各種食品製造業は、食品衛生責任者の設置が義務づけられています。未設置者又は新規業者のため講習会を次のように行ないます。

日時 50年1月17日 10時
～16時

場所 水巻町頃末遠習習用
金庫三階

受講料 千五百円(予支
ト・条列集・表札を含む)

当日は筆記用具を持参してく
ださい。また、講習会について
のおたずねは保健所へ。

火の用心

老人や幼い子は 安全なところで就寝を

寒いのも一服と厳しく
なりのストーブやこ
たつなど、火がこい
しい季節となりまし
たが、火災の最も多
いのがこの季節で
す。

火災による死者の
うちで目立って多いのが老人や幼
い子ども。老人や幼い子は、火災
に気づいてもどうしたらよいか判
断がつかず、連絡や避難がどうし
てもおくれがちになります。

老人や幼い子のいる家庭や隣近
所では、いざというとき早く避難
させるにはどうするかを具体的に
決めておくことが大切です。

老人や子どもは安全な場所に
寝かせましょう。

老人や子どもを残して外出す
るときは、隣近所に頼むことも
にぎやといつきのために避難
の要領を教えましょう。

寝たきりや一人暮らしの老人の
居る隣近所では、避難方法を具
体的に決める等協力をお願いい
たします。

寝たきりはおやめましょう。

農業者年金制度 五十年一月一日 から改正

農業者年金制度が昭和五十年一
月一日から改正されます。改正に
よって経営移譲年金、農業者老齢
年金、離農給付金、一時金等の給
付月額が二・二倍に引き上げられ
ますが、標準的な給付月額が別表
(1)のとおりです。

また、保険料の額は月額七百五
十円でしたが昭和五十年一月から
二・二倍の月額千六百五十円にな
ります。死亡一時金等、一時金の
額については別表(2)のとおり改正
になりますのでご注意ください。

(別表1) 国民年金の定額部分

(別表2)

保険料納付済期間	脱退・死亡一時金
3年以上4年未満	66,000円
5 " 6 "	110,000
10 " 11 "	275,000
20 " 21 "	605,000

標準的な給付月額 (別表1)

給付の種類	保険料納付済期間	5年				20年				25年				30年			
		17,600円	35,200円	44,000円	52,800円	1,760	3,520	4,400	5,280	2,200	8,800	11,000	13,200	1,000	4,000	5,000	6,000
60～64歳の給付	経営移譲年金	17,600円	35,200円	44,000円	52,800円	1,760	3,520	4,400	5,280	2,200	8,800	11,000	13,200	1,000	4,000	5,000	6,000
	経営移譲年金	1,760	3,520	4,400	5,280	2,200	8,800	11,000	13,200	1,000	4,000	5,000	6,000	17,415	27,864	32,508	37,152
	農業者老齢年金	2,200	8,800	11,000	13,200	1,000	4,000	5,000	6,000	22,375	44,184	52,908	61,632				
65歳以降の給付	国民年金(附加)	1,000	4,000	5,000	6,000												
	国民年金(定額)	(15年) 17,415	(30年) 27,864	(35年) 32,508	(40年) 37,152												
	計	22,375	44,184	52,908	61,632												

- ◇ 外出前、就寝前には必ず「火の元」の点検を。
- ◇ 身のまわりを整理整頓し、マッチやライター等危険なものは子どもの手のとどかない所に置くとともに火の恐ろしさを十分に教えましょう。
- ◇ 外前、就寝前には「元」を消すことに注意しましょう。
- ◇ ガスコンロを使用しているときは、その場を離れず、又、周囲には燃え易いものを置かないこと。
- ◇ ボンベは安全な所に置き、転倒防止及び日よけを設け、随時ガスもれの点検を行うこと。

一月の 心配ごと相談

一月の心配ごと相談日は次のとおりです。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

日時 1月6、16、27日 いずれも13時～16時30分

場所 水巻町民会館日本館

火事と救急は 遠賀郡消防署へ

691・0119

日曜在宅医

12月29日	坂口医院	頃末	婦人科	691-2943
1月5日	前原医院	樋口	内・児科	691-0553
12日	小田医院	頃末	内・児科	691-0749
19日	楠本医院	頃末	内・児科	691-2873

診察時間は9:00～17:00、原則として往診は致しません。

年末・年始のごみ収集日程

ごみの種類	収集日(年末・年始)	収集日(平日)	収集地域
もえるごみ	12月29・30日	月・木曜日	吉田1・2・3、吉田団地、中央区・緑風園・美吉野団地・松栄荘(大平) 頃末(旭町) 鯉口区・猪熊(入柳地区を除く)猪熊町住
	12月29・30日	火・金曜日	立屋敷・伊佐座・二・二町住・下二・下二町住・入江興産・みずほ団地・宮ノ下社宅机社宅・机・古賀・頃末(大平・旭町を除く)新生街
もえないごみ	12月28・30 1月4日	水・土曜日	古賀区・梅ノ木区・高松区・三ツ頭区・樋口・猪熊(入柳地区)
	12月28日 (中央区除く)	第1・第3曜日 水曜	国道3号線より南部(中央区・頃末丸の内は北部に入ります)
		第2・第4曜日 水曜	国道3号線より北部
粗大ごみ	1月4日	第1土曜	国道3号線より南部(中央区・頃末丸の内は北部に入ります)
		第2土曜	猪熊(入柳地区を除く)、猪熊町住
		第3土曜	国道3号線より北部

※ 12月27日までと 1月6日からは、平常通り